

## 自動車税制の街頭活動を JR 草津駅前で行います！

～「過重で不公平・不合理な税金は納得できません！」～

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）滋賀支部（支部長 大江伸夫）は、自動車税制改革フォーラム構成団体の一員として、自動車総連と協力し11月17日（火）16時30分～17時30分にJR草津駅前（駅前広場 草津駅東口歩行者専用デッキ）にて街頭活動を実施します。

JAFは以下の3つの骨子のもと、行動しております。

- ①消費税率10%時点での自動車取得税の確実な廃止
- ②廃止される自動車取得税の付け替えとなるような自動車税等への環境性能課税の導入反対
- ③自動車重量税をはじめとした不合理な自動車税制の抜本的見直し

昨年の与党税制改正大綱では、自動車取得税の消費税率10%への引上げ時での廃止が決定したものの、自動車の取得時に自動車税に上乗せされる「環境性能課税」の導入や、「当分の間税率」の恒久化など、自動車ユーザーの負担軽減に反する措置が講じられようとしております。

JAFは、今年こそが、自動車関係諸税の抜本的見直しの時期として考えており、11月末までに全国の主な駅、ショッピングセンターなどで自動車ユーザーの過重な税負担軽減の実現を訴えてまいります。

JAFは、以下の要望（チラシ掲載分のみ抜粋）を自動車ユーザーに訴えるため、引き続き活動をしていく予定です。

- 自動車税の税率を引き下げるべきです！
- 廃止される自動車取得税の付け替えとなる「環境性能課税」には反対です！
- 自動車重量税等の「当分の間税率」は廃止すべきです！
- 自動車取得税は、消費税率10%時点で確実に廃止すべきです！
- 軽自動車税（二輪車を含む）は、これ以上の負担にならないようにすべきです。
- 車体課税は、国際的にみても極めて過重です。



【10/23 JR 田町駅前では、チラシ1,000枚を通勤途中のサラリーマンらに手渡した】



【自動車税制改正要望チラシ（表面）】

発信：一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)滋賀支部  
事業課 担当：石田・生田  
〒520-2153 大津市一里山5-11-1  
TEL：077-544-3300 FAX：077-544-4188